

丹波市の関係会社等の入札参加制限基準

(目的)

第1条 この基準は、公正な入札を執行するため、一定の資本関係又は人的関係等にある複数の関係会社等に対し、同一入札への参加制限を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「子会社及び親会社」とは、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条第3項第1号から第3号までに規定する子会社及び親会社をいう。

2 この基準において「役員」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

(2) 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役については、この限りでない。）

(3) 委員会設置会社における執行役員又は代表執行役

3 この基準において「組合」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、事業共同小組合及び協同組合連合会

(2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合、商工組合及び商工組合連合会

(3) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

(入札参加制限)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものは、同時に同一入札に参加させないものとする。

(1) 資本関係が次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合については、この限りでない。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係が次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、前号アの場合で、会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合については、この限りでない。

ア 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ 夫婦、親子、兄弟等で別会社を設立し、それぞれが市の入札参加資格者として登録がある場合

(3) 組合とその組合員に該当する2者の場合。ただし、組合が入札に参加せず、複数の組合員が入札に参加する場合については、この限りでない。

(対象とする入札案件)

第4条 関係会社等の入札制限を行う入札は、競争入札案件とする。

(入札の無効)

第5条 第3条の規定に該当する者が行った入札は、無効とする。この場合において、入札執行の完了に至るまでに第3条の規定に該当することが判明し、かつ、該当する者の1者を除くすべてが入札を辞退した場合は、残る1者の入札は、無効としないことができる。

附 則

この基準は、平成18年7月1日から施行する。